

こんいんとどけ

## 婚姻届 のこと

けっこん  
(結婚する どちらかが 日本人の とき)

※2人とも 外国籍の 人の ときは、それぞれの 在日大使館、領事館 に きいて ください。

### ○ 婚姻届の 出し方

けっこん  
結婚した ときに、市区町村の 役所に 出します。

日本の 方式で 結婚した ときは、日本に 住む 外国籍の 人も 婚姻届を 出します。

婚姻届に よって、外国籍の 人が 日本の 国籍を とることは ありません。

日本人と 結婚したとき、在留資格を「日本人の配偶者」に 変えたい 人は、出入国在留

管理局に 相談してください。

出入国在留管理庁外国人在留総合インフォメーションセンター

0570-013904

(IP,PHS, 海外：03-5796-7112)

結婚した ときは、国籍がある あなたの 出身国にも 知らせて ください。

手続きの 方法は 大使館か、領事館に 聞いてください。

結婚に 必要な 条件は、国に よって 違います。日本人は 日本の 届け出の 条件に

したが 従います。

外国籍の 人は、出身の 国の 条件に 従います。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

とど で  
(1) 届け出のとき：いつでも

とど けっこん り  
(2) 届ける ひと：結婚する 2人の

とど り り じゅうしょ ところ ほんせき ところ  
(3) 届けるところ：2人のうち、どちらか1人の 住所が ある所 または 本籍が ある所の

しくちょうそん やくしょ  
市区町村 の 役所

とど で ばしょ  
(届け出 する 場所)

にしのみやしやくしょ しみんか  
西宮市役所 市民課 0798-35-3128

ひつよう しょるい  
(4) 必要な 書類のこと

こんいんとどけしょ  
① 婚姻届書

やくしょ しょるい けっこん しょうめい ひと しょうにん  
役所などに あります。この 書類には、結婚を 証明する 人 (= 証人 といいます)

さいん しょめい いんかん お しょうにん さいいじょう ひと り  
が、サイン (さいん = 署名) して、印鑑を 押します。証人は、20歳以上の 人 2人です。

こせきぜんぶじこうしょうめいしょ  
② 戸籍全部事項証明書

にほんじん ひつよう  
日本人は 必要です。

こんいんようけんぐびしょうめいしょ  
③ 婚姻要件具備証明書

がいこくじん ひつよう  
外国人は 必要です。

けっこん じょうけん しょうめい たいしかん りょうじかん だ  
結婚する ための 条件に あっている ことを 証明します。大使館、領事館が 出します。

がいこくご か にほんご ほんやく しょるい いっしょ も  
外国語で 書いて あるときは、日本語に 翻訳した 書類を 一緒に 持ってきて ください。

たいしかん りょうじかん しょるい だ ばあい にほんご ひと いっしょ す  
大使館、領事館が、この書類を 出さない 場合は、日本語が わかる人と 一緒に 住んでい

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

しくちょうそん やくしょ 市町村の役所に 行って ください。しやくしょ 市役所から ほうむしょう 法務省に れんらく 連絡して りゆう 理由を きき ます。

とど で ひと いんかん  
④ 届け出をする人の印鑑

とど で ひと いんかん ひと さいん しょめい  
届け出をする人の印鑑がない人は、サイン(しょめい=署名)でも いいです。

こくせき しょうめい しょるい  
⑤ 国籍を 証明する 書類

パスポート(ばすぽーと)など

ほんにん かくにん しょるい うんてんめんきょしょう ばすぽーと  
⑥ 本人 であるかを 確認できる書類(運転免許証、パスポートなど)

※ しくちょうそん もう こ もう こ ほうほう きーびす しゅるい なまえ ちが ちが  
市区町村によって、申し込む ところ、申し込む 方法、サービスの種類、名前が 違う こと  
があります。

※ くわ にほんご 分かる ひとと いっしょ き くだ  
詳しいことは、日本語が 分かる ひとと 一緒に聞いて下さい